

佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書

柳川市（以下「甲」という。）と佐賀県（以下「乙」という。）は、佐賀空港の発展と、福岡南西部地域の振興に資するとともに、地域住民の良好な生活環境を保全することを目的に、佐賀空港の運用及び航空機の運航に関し、以下のとおり合意する。

なお、平成25年11月11日付けで締結した「有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」については、本合意書の締結をもってその効力を失うものとする。

（基本姿勢）

第1条 甲乙は、佐賀空港が有明海沿岸の県境界に位置し、航空機の離着陸便が甲の上空を通過することによる影響を十分認識し、双方の的確な情報の提供により、健全な空港運営に寄与するとともに、有明海沿岸地域の環境及び住民の生活環境の保全に努めるものとする。

（運用時間）

第2条 佐賀空港の運用時間は、午前6時30分から午後10時（以下「昼間」という。）及び午前零時30分から午前4時30分（以下「夜間」という。）までとする。

ただし、午前零時30分から午前4時30分までは、夜間貨物便専用の運用時間とする。

（運航コース）

第3条 国土交通省が定める計器飛行方式による佐賀空港の昼間及び夜間便の進入・出発方式は、次のとおりとする。

（1）佐賀空港の運用時間のうち、昼間は、着陸による進入方式は【別添図1】、【別添図5】又は【別添図6】の運航コースのとおりとする。

また、出発方式は【別添図2】又は【別添図7】の運航コースのとおりとし、乙は、滑走路西方向のルート又はRNAVによるルートを優先し、柳川上空の航空機騒音の低減に努めるよう、関係機関に対し強く要請するものとする。

（2）夜間貨物便運航において、着陸による進入方式は【別添図3】、【別添図5】又は【別添図6】及び離陸による出発方式は【別添図4】又は【別添図8】の運航コースのとおりとする。

（3）夜間貨物便の運航における到着、出発の各コースについては、滑走路東方向からの進入・出発を行ってはならない。

ただし、やむを得ず東側を使用しなければならない特別な事情が発生したときはこの限りではない。

2 前項第3号に規定するやむを得ない特別な事情とは、強風や濃霧等の気象条件により航空機の運航上、RNAVによる東側からの進入またはILS（自動着陸誘導装置）を使用しなければ安全性を保つことが出来ない状況が発生したときをいう。

3 やむを得ずILSを使用した着陸を行った場合には、乙は甲に対し、その都度3日以内にその原因についての説明と報告をし、毎年2回甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。

(計画変更時の協議)

第4条 本合意書締結後、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、直ちに甲に報告し、誠意をもって協議を行うものとする。

(1) 空港用途を変更するとき。

(2) 滑走路を延長するとき。

(3) 航空機の飛行方式等について、変更案の連絡が国土交通省よりあったとき。

(4) 本合意書締結後、定期航空機の計画便数（離着陸回数22回）を超える便数となるとき。

(夜間貨物便の便数)

第5条 夜間貨物便の運航については、計画便数（離着陸回数4回）とする。

2 乙は、便数を変更しなければならない事情が発生した場合、甲とその都度協議を行うものとする。

3 前項の協議を行うに際しては、甲と乙は、佐賀空港の発展と福岡南西部地域の振興に資するとともに、地域住民の良好な生活環境を保全するという趣旨を踏まえ、誠意をもって協議するものとする。

(環境調査の実施)

第6条 乙は、空港周辺及び柳川市域の環境保全を目的として、別表による環境調査を乙の負担により実施し、甲に通知するものとする。

2 乙は別表の調査計画を変更しようとするときは、甲に対し事前に確認を行うものとする。

3 甲乙が、必要があると認めるときは、合同で現地調査を行うことができる。

(情報交換)

第7条 甲乙は、周辺環境及び柳川市域の生活環境の保全を図るため、前条の環境調査及び環境調査結果について、年1回以上、双方交代で第6条の調査結果が出た後、速やかに情報交換会を開催するものとする。

(その他)

第8条 本合意書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本合意書に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙が誠意をもってその都度協議を行うものとする。

2 本合意書の内容について、乙が違反したときは、甲は、乙に対し、昼間の便及び夜間貨物便の中止を申し入れるものとする。

以上の合意成立の証として、本合意書を2通作成し、甲乙において各1通を所持するものとする。

平成28年12月8日

(甲) 柳川市

柳川市長 金子健次



(乙) 佐賀県

佐賀県知事 山口祥義

